保険特別勘定　貸借対照表

（平成24年3月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	21,906,509,571	保険契約準備金	34,259,336,776
預貯金	21,906,509,571	支払備金	2,020,073,636
有価証券	8,594,016,537	責任準備金	32,239,263,140
国債	7,362,080,000	その他負債	557,082,873
地方債	601,140,000	再保険借	2,847,557
社債	226,880,000	外国再保険借	36,069,700
株式	403,916,537	未払金	515,837,747
貸付金	156,100,835	仮受金	2,327,869
保険約款貸付	156,100,835	特別法上の準備金	18,760,797
有形固定資産	210,804	価格変動準備金	18,760,797
その他の有形固定資産	210,804		
その他資産	55,189,876	（負債合計）	34,835,180,446
未収保険料	3,189,765		
共同保険貸	346,058		
再保険貸	2,584,198		
外国再保険貸	706,910	利益剰余金	△ 4,204,424,788
未収金	11,108,657	その他利益剰余金	△ 4,204,424,788
未収収益	19,493,368	繰越利益剰余金	△ 4,204,424,788
預託金	17,507,769		
仮払金	253,150	その他有価証券評価差額金	78,561,165
その他の資産	1		
貸倒引当金	△ 2,710,800	（純資産合計）	△ 4,125,863,623
資産合計	30,709,316,823	負債・純資産合計	30,709,316,823

保険特別勘定　損益計算書

（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）　（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	3,610,698,817	経常収益	3,191,495,968
保険引受費用	2,881,222,106	保険引受収益	3,092,436,335
正味支払保険金	976,629,693	正味収入保険料	△ 192,660,884
損害調査費	35,895,863	収入積立保険料	△ 6,985,091
諸手数料及び集金費	95,829,170	積立保険料等運用益	146,126,233
満期返戻金	1,772,547,780	支払備金戻入額	21,476,005
その他保険引受費用	319,600	責任準備金戻入額	3,124,408,874
		為替差益	64,168
資産運用費用	10,797,254	その他保険引受収益	7,030
有価証券評価損	10,797,254	資産運用収益	△ 34,484,522
		利息及び配当金収入	111,641,711
営業費及び一般管理費	611,027,473	積立保険料等運用益振替	△ 146,126,233
その他経常費用	107,651,984	その他経常収益	133,544,155
支払利息	1,648,439	その他の経常収益	133,544,155
その他の経常費用	106,003,545		
		一般勘定より受入	0
特別損失	0	特別利益	8,569,073
		特別法上の準備金戻入額	8,569,073
		価格変動準備金戻入額	8,569,073
		（当期損失）	
		当期純損失金	410,633,776
合計	3,610,698,817	合計	3,610,698,817

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりである。

（1）子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっている。

（2）その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいている。

（3）その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっている。

2．有形固定資産の減価償却は、定率法によっている。

3．貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上している。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上している。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしているが、当事業年度に関しては上記期間における貸倒実績がないため、計上していない。

4．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上している。

5．消費税等の会計処理は税抜方式によっている。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっている。

6．当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用している。